

仙台市荒巻学校給食センター調理業務等委託に係る
受託者選定プロポーザル募集要項

令和6年8月6日

仙台市教育委員会

目 次

(募集要項)

1	目 的	1
2	募集要項等の位置付け	1
3	委託業務名	1
4	委託場所	1
5	業務履行期間	1
6	委託業務内容	1
7	受託者の選定方法	2
8	受託者選定スケジュール	2
9	受託者選定手続き等に関する担当窓口	2
10	参加資格要件	2
11	募集要項等の配布	3
12	施設見学会の実施	3
13	募集要項等への質問及び回答	4
14	参加申込書の提出	4
15	提案書提出及び提案項目	5
16	提案書の審査及び最も優れた提案書の特定	5
17	業務委託契約及び委託料	8
18	注意事項	9
19	その他	9
20	添付資料	9

(別紙 様式)

様式 1	荒巻学校給食センター施設見学会 参加申込書	11
様式 2	募集要項等に関する質問書	12
様式 3	プロポーザル参加申込書	13
様式 4	業務委託契約書(案)	14

1 目的

荒巻学校給食センターは、11,000食の調理能力を有する学校給食共同調理場として平成15年度に稼働し、令和6年5月時点で、市内の小・中学校18校（小学校8校、中学校10校、児童生徒約8,300人）に学校給食を提供しています。

本給食センターの調理業務については、令和7年3月に契約期間が満了となるため、これまでの良好な運営実績に鑑み、引き続き民間活力を活用しながら効率的・効果的に実施していく事業者の選定を行うものです。

2 募集要項等の位置付け

この募集要項は、仙台市荒巻学校給食センター調理業務等委託に関して、その業務の受託者を公募型提案審査随意契約（プロポーザル）方式により選定するために必要な事項を説明するものです。

本募集要項に併せて配布する次の資料を含めて「募集要項等」と定義しますので、本プロポーザル参加者は、募集要項等の内容を踏まえて参加してください。

委託仕様書：本市が受託者に要求する具体的な業務内容等を示すもの

添付資料：本プロポーザルに関する参考資料

様式集：本プロポーザルにおける提案書の作成に使用する様式を示すもの

3 委託業務名

仙台市荒巻学校給食センター調理業務等委託

4 委託場所

仙台市荒巻学校給食センター（所在地：仙台市青葉区荒巻本沢2丁目7-40）

5 業務履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）とします。

なお、契約締結日から令和7年3月31日までを業務委託の準備期間とします。

6 委託業務内容

- (1) 調理業務
- (2) 食品保存業務
- (3) 検食業務
- (4) 配食業務
- (5) 検収補助業務
- (6) 食品保管業務
- (7) 洗浄業務
- (8) 廃棄物及び残滓処理業務
- (9) 施設敷地内清掃業務
- (10) ボイラー保守点検運転管理業務
- (11) その他付帯する業務等

なお、これら業務内容の詳細については、委託仕様書を参照願います。

7 受託者の選定方法

受託者の選定は公募型提案審査随意契約（プロポーザル）方式により行います。

ここでいうプロポーザル方式とは、一定の要件（資格、経験・能力）を満たした事業者の中から企画提案や技術提案を受け、単純な価格競争ではなく、提案内容を重視した評価基準に基づき審査する方式のことをいいます。

8 受託者選定スケジュール

受託者選定に関するスケジュールは下記のとおりです（一部予定を含む）。

手続き等	日 程
募集要項等の配布	8月6日（火）
施設見学会参加申込受付	8月6日（火）～8月19日（月）
施設見学会の実施	8月22日（木）頃
プロポーザルに関する質問受付	8月6日（火）～8月28日（水）
プロポーザルに関する質問回答	9月6日（金）予定
プロポーザル参加申込書の提出	9月6日（金）～9月12日（木）
プロポーザル参加申込受付書の通知	9月17日（火）予定
提案書等の提出	9月20日（金）～9月30日（月）
提案内容に関するヒアリング	11月上旬～中旬予定
最も優れた提案書の特定	同上
審査結果の通知	同上

9 受託者選定手続き等に関する担当窓口

この説明書に記載されている各種の手続き、連絡先、提出先等については、特に指定のない限り下記を担当窓口とします。

仙台市教育委員会 総務企画部 健康教育課給食事業係
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
電話：022-214-8420 FAX：022-268-2935
E-mail：kyo019130@city.sendai.jp

10 参加資格要件

本事業を履行期間にわたり確実に遂行する能力を有し、学校給食法の目的を理解し安全かつ安定的に学校給食を提供できる事業者で、以下のすべての条件を満たす必要があります。但し、参加申込者が、会社分割により新たに設立したものであって、分割前の会社より学校給食事業の承継がなされているもの又は商号を変更したものと等については、第11号、第12号及び第13号の規定は、会社分割前又は商号を変更する前等の実績を含むものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の

申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てを含む。)がなされている者でないこと。

- (5) 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 仙台市における競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (10) 法人税、特別法人事業税、消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税を滞納しているものでないこと。
- (11) 1日3,000食以上を提供するドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設における調理業務の実績を2年以上有する者であること
- (12) 令和3年4月以降に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- (13) 令和3年4月以降に学校給食施設及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)に定める特定給食施設のうち1回300食以上又は1日750食以上を提供する集団調理施設において、食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

※ 業務委託契約締結の日までに、参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とします。

1.1 募集要項等の配布

- (1) 配布期間：令和6年8月6日(火)から
- (2) 配布場所：本市ホームページからダウンロードして下さい。

1.2 施設見学会の実施

荒巻学校給食センターの施設見学会を次のとおり実施します。なお、施設見学会に参加しない場合でも参加申込書の提出はできますが、委託業務の内容をご理解いただくため、可能な限りご参加願います

- (1) 日 時：令和6年8月22日(木) 頃 午後
- (2) 会 場：仙台市荒巻学校給食センター
- (3) 参加申込期間：令和6年8月6日(火)から同年8月19日(月) 午後5時(必着)
- (4) 参加申込方法：(別紙様式1)「荒巻学校給食センター施設見学会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、ファクスにより申込願います。なお、ファクス後、申込書提出者は担当窓口あて電話連絡し、申込書の到達を確認してください。
- (5) 施設見学会参加の際に当日持参するもの
施設見学会では調理場内を含む施設見学を行うので、参加者は次の書類・衣服等を持参願います。

なお、施設見学会の出席者は各社2名までとします。

① 腸内細菌検査結果表(1か月以内のもの)

※ 確認が必要な検査項目：赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌及び

腸管出血性大腸菌

- ② 白衣（上衣、下衣）及び帽子、調理場内（下処理室、調理室、洗浄室）で使用する使い捨てスリッパ等3足の清潔な履物、使い捨てマスク

※ 上記①の結果で異常が認められた場合、あるいは疑義が生じた場合は、調理場内への入場は認められません。

※ ②についても持参しない場合は、調理場内への入場は認められません。

- ③ 当日資料配布は予定していないため、必要に応じて募集要項等を持参してください。
- ④ 当日、受付にて名刺を頂戴しますので、持参願います。

(6) その他

- ① 当日の健康状態によっては、調理場内へ入場できない場合があります。
- ② 具体の日時については、申込書提出者と別途調整します。

1.3 募集要項等への質問及び回答

募集要項等への質問は、(別紙様式2)「募集要項等に関する質問書」により受付します。口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出期間：令和6年8月6日（火）～ 同年8月28日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：原則として本市の担当窓口あてEメールでのファイル添付により提出願います。Eメールの件名は、「(事業者名) 荒巻学校給食センタープロポーザル質問書」としてください。なお、Eメール送信後、質問書提出者は担当窓口あて電話連絡し、質問書の到達を確認してください。
- (3) 回答方法：令和6年9月6日（金）(予定)に、本市ホームページにて公表します。なお、質問への回答書は募集要項等の追加又は修正とみなします。

1.4 参加申込書の提出

- (1) 提出書類：(別紙様式3)「プロポーザル参加申込書」に必要事項を記入のうえ、次の書類を各5部添付してください。

(添付書類)

- ① 会社概要（書式は自由、パンフレット等可）
- ② 財務諸表（書式は自由、貸借対照表及び損益計算書等、直近3年分）
- ③ 1日3,000食以上を提供するドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設における調理業務の受託実績（2年以上）を証する書類
- ④ 税務署で発行する納税証明書（国の定める様式その3の3）及び本市または現在の主たる事業所所在地で発行する納税証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税等）

※添付書類は写しの提出を可としますが、公的機関より発行する証明書を提出する場合には、提出日の3ヶ月前以内発行の原本をつけてください。

- (2) 提出期間：令和6年9月6日（金）から9月12日（木）午後5時（必着）まで
- (3) 提出場所：本市の担当窓口（上記期間中、各日午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで。ただし、土日祝日を除く。）
- (4) 提出方法：持参または郵送にて受け付けます。
- (5) 参加申込受付書の送付：期日までに参加申込書の提出があった事業者に対して、本市より参加申込受付書を郵送します。なお、その際に提案書提出に必要な登録番号（又は記号）をお知らせしますので、提案書作成時にはその登録番号（又は記号）を用いるよう留意願います。

15 提案書等の提出及び提案項目

- (1) 提出部数：様式A・・・・・・・・・・1部
様式B～D・・・・・・・・・・12部（正本1部、副本11部）
- (2) 提出書類：提案書様式集に定める作成要領に基づき提案書類（様式Aから様式D）のすべてに必要な事項を記入し、提出願います。
提出の際は、様式Aを除くすべての書類をファイリング（A4判縦長左綴じ）し、各ファイルの表紙及び背表紙に業務名、書類名、登録番号又は記号（**正本のみ事業者名**）及び通し番号（正本は1/12、副本は2/12～12/12）をつけてください。なお、書類ごとにインデックスをつけてください。

提出にあたっての留意事項

- ① 提出書類は、指定された様式に従いA4判・縦型・横書・左綴じで作成願います。
 - ② 提案書に記載する文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とします。
 - ③ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等を使用することは差し支えありません。
 - ④ 各提案書様式の右上の「登録番号」には本市が指定した登録番号（又は記号）を記入願います。
- (3) 提出期限：令和6年9月20日（金）～9月30日（月）午後5時（必着）まで
 - (4) 提出場所：本市の担当窓口（上記期間中、各日午前9時から正午及び午後1時から5時まで。ただし、土日祝日を除く。）
 - (5) 提出方法：担当窓口へ持参
 - (6) その他
 - ① 提出書類について提出後の追加、変更及び差替えは認めません。
 - ② 提案書等の作成、提出に要する費用は提出者の負担とします。
 - ③ 提出された書類は返却しません。
 - ④ 提出された書類は審査の目的にのみ使用します。
 - ⑤ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
 - ⑥ 参加申込書や提案書に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格その他の措置を講ずることがあります。

16 提案書の審査及び最も優れた提案書の特定

(1) 選定委員会による提案書審査

本市選定委員会において、(3)の審査基準に基づき各評価項目について提出された提案書を審査し、最も優れた提案書を特定します。

なお、以下に該当する場合は評価の対象外とします。

- ・「10 参加資格要件」に記載の要件を満たしていない
- ・本手続きの期間中に、前項に掲げる要件に該当しなくなったとき
- ・定めた提出期限、提出方法に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・見積価格が提案上限額を超えているもの
- ・本手続きに関して、本市関係職員及び選定委員会委員に対し、不当な活動を行ったと認められる場合

(2) ヒアリングの実施

提案書の提出者に対して、審査に必要な確認を行うためのヒアリングをあわせて実施

します。ヒアリングについては、11月上旬～中旬開催の予定ですが、詳細については、あらためて提案書の提出者に書面で通知します。なお、ヒアリングの冒頭で提案内容の概要を説明いただくことを想定しております。

(3) 審査基準及び評価項目

① 審査基準

各評価項目について、提案内容の優劣に応じてAからEまで5段階の評価を行います。評価項目の配点に対して、それぞれの評価に応じた係数を乗じ、その結果を評点（小数点以下第2位を四捨五入）とします。

評 価		係数
A	非常に優れている	×1.0
B	より優れている	×0.8
C	優れている	×0.6
D	一般的である	×0.4
E	劣っている	×0.2

② 評価項目

企業に対する評価3項目（配点15点）、運営内容に対する評価6項目（配点70点）及びコストに対する評価1項目（配点15点）の、計10項目（配点合計100点）とします。詳細は下表のとおりです。

評価項目		配点	評価の主な着眼点	対応提案書
企業に対する評価 (15)	企業理念等	5	①学校給食調理に対する基本的な考えや理念等が、本業務の委託趣旨や委託内容に合致しているか。	様式B-1 1枚
	経営状況等	5	①経営状況の健全性等が、客観データからも裏づけられ、本業務が継続的かつ安定的に実施されるものと見込まれるか。	様式B-2 1枚
	業務受託実績	5	①学校給食施設、集団調理施設等での調理業務受託実績を有していることで、本業務を受託する際の信頼性や確実性がうかがえるか。	様式B-3 1枚

評価項目		配点	評価の主な着眼点	対応 提案書
運営内容に対する評価（70）	調理体制 (1)組織体制等	15	<p>①調理業務における業務従事者の指揮命令系統及び本市との連絡体制について、具体的な提案がなされているか。</p> <p>②円滑な業務遂行に必要と思われる有資格者や実務経験者を取り入れた組織体制の構築及びその維持等について、具体的な提案がなされているか。</p> <p>③本施設の施設設備や調理機器の特性を理解し、安定した調理体制に必要な人員が十分に確保され、かつ合理的な人員配置計画が提案されているか。</p> <p>④地域雇用促進に関する具体的な提案がなされているか。</p>	様式 C-1 2枚
	調理体制 (2)スキル向上の方策	5	⑤業務従事者のスキルの向上に向けた取組について、具体的な提案がなされているか。	
	調理体制 (3)業務改善策	5	⑥業務実施における課題を把握し、業務改善を継続的に図る方策について、具体的な提案がなされているか。	
	給食調理業務	15	<p>①食品衛生の観点から、給食調理業務の進め方、業務マニュアルの作成、業務上の課題の検討・改善等について、具体的な提案がなされているか。</p> <p>②労働安全衛生の観点から、給食調理業務の進め方、業務マニュアルの作成、業務上の課題の検討・改善等について、具体的な提案がなされているか。</p>	様式 C-2 2枚
衛生管理業務	15	<p>①衛生管理の体制について、食中毒や異物混入に関する業務上の注意点を把握した上で、これらを防止するための対応や方策を含め、具体的な提案がなされているか。</p> <p>②衛生検査の内容、頻度、検査の結果に不良が認められた際の対応等について、具体的な提案がなされているか。</p> <p>③衛生研修の内容、頻度等について、具体的な提案がなされているか。</p>	様式 C-3 2枚	

評価項目		配点	評価の主な着眼点	対応 提案書
	運営支援	15	①食品納入事故または調理機器の不具合等に伴う献立変更等の緊急時の協力体制について、具体的な提案がなされているか。 ②学校訪問等の学校教育活動への支援について、具体的な提案がなされているか。 ③その他運営全般に関する独自の具体的な提案がなされているか。	様式 C-4 2枚まで
コスト 評価 (15)	受託コスト	15	①見積価格が予定価格の範囲内であり、経費削減への取組みが見られるか。 ②各項目について内訳が明記され、必要な説明がなされているか。 ③人件費や管理費などが適切なバランスで計上されているか。	様式 D 2枚
合 計		100		

(4) 審査の方法

選定委員会において提出された提案書について、ヒアリング結果を加味して審査基準に基づき評価項目ごとに評点を算出し、最も優れた提案書及び次点の提案書を特定し、教育委員会に報告します。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- ①提案書提出期限に遅れた者
- ②ヒアリングの実施時間に遅れた者
- ③提出書類に虚偽の記載をした者

(6) 審査結果の通知

- ①審査結果は、提案者全員に書面により通知します。
- ②提案書を提出した者のうち特定されなかった者に対しては、特定しなかった旨及び提案者中の順位を書面により通知します。

(7) 特定後の手続き

審査結果通知後に最も優れた提案書の提出者を受託候補者として決定し、提案内容等について調整・協議を行った上で契約の締結を行います。

1.7 業務委託契約及び委託料

(1) 予定価格

1,110,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ 上記予定価格を超えての見積は失格とします。

※ 上記予定価格については、「5. 業務履行期間」に掲げる5年間の委託料総額の予定価格です。

(2) 委託契約書

（様式4）「業務委託契約書（案）」により契約締結します。

(3) 委託料の支払

委託料については、令和7年4月分を初回として、各月払（年12回）とします。

(4) 履行確認等

受託者は各月の業務終了後、当該月の業務完了報告書類を所定の期日以内に本市に提出し、業務が適正に履行されたものと認められた場合、委託料の請求を行うことができます。

なお、本市は事業者から委託料の請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払います。

(5) その他

- ① 契約締結に関しては、仙台市契約規則の規定等に基づき手続きを行います。
- ② 受託者は、学校給食の趣旨を十分に理解し、学校給食法及び食品衛生法並びに係通達等の関係法令をはじめ、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）、「学校給食調理場における手洗いマニュアル」、「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」、「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」などの文部科学省等が発行する各マニュアル等を遵守してください。
- ③ 業務マニュアル作成にあたっては、本市のマニュアルである「単独調理校学校給食作業の手引」及び「単独調理校学校給食作業の手引 Q&A」についてもご参照ください。

18 注意事項

(1) 募集条件等の承諾について

本プロポーザルの参加者は、参加申込書の提出をもって、本プロポーザル募集要項等に掲げる募集条件等について承諾したものとみなします。

(2) 提示資料について

本市が提示する資料は、本プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用することはできません。

19 その他

(1) 書類作成に使用する言語は、日本語とします。

(2) 書類作成に使用する通貨単位は、日本円とします。

(3) 書類作成に使用する計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）とします。

20 添付資料等

(資料1) 仙台市荒巻学校給食センターの概要（調理場厨房設備等配置図含む）

(資料2) 給食提供対象校の児童生徒・職員数及びクラス数（令和6年度）

(資料3) 児童・生徒数及び給食数の将来推計値（令和7年度～令和11年度）

(資料4) 給食提供対象校への日別提供食数の実績（令和5年度）

(資料5) 年間給食提供日数の推移（過去3年間）

(資料6) 給食搬送・回収時間（令和6年度）

(資料7) 小中学校献立表実例（令和5年度）

【本市の担当窓口】

仙台市教育委員会 総務企画部 健康教育課給食事業係

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号

電話：022-214-8420 FAX：022-268-2935

E-mail：kyo019130@city.sendai.jp